

#### 議事要旨(4) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井専門委員長より、審議事項(4)-1に基づき、連結の範囲に関する審議のディスカッション・ポイントについて説明がなされ、引き続き、小賀坂主席研究員より、審議資料(4)-2及び(4)-3に基づき、特別目的会社(以下、SPE)の連結上の取扱いを削除した場合における基本的な考え方と組合・信託の取扱いに関する特別目的会社専門委員会における検討状況について、説明がなされた。説明後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

#### SPEの取扱いを削除した場合における基本的な考え方について

- ・ 事務局から提示した新たな連結判定の考え方について、複数の委員から、SPEについて通常の会社とは異なる取扱いで整理しているように見えるが、意思決定機関の有無などにかかわらず連結判定は一定の原則に基づき一貫して行われるべきであり、両者を分けて考えないほうがよいとの意見があった。
- ・ これに対し事務局からは、支配の要件にパワーとリターンを据えて、同じ枠組みですべてに適用することを原則と考えているが、通常の会社とSPEとではパワーとリターンの持ち方などが異なるため、リターンとパワーが分かれることがあまり想定されない通常の会社については、従来枠組みである議決権を中心とした考え方をを用いることにしているとの説明がなされた。また、従来の議決権の枠組みの中に入るものでもリターンが明確でないものもあり得るので今後整理していく旨、説明された。

#### 組合や信託の取扱いについて

- ・ 組合や信託の取扱いについて、ある委員から、総額法の取扱いがわかりづらく、個別と連結で齟齬が生じる場合もありうるのではないかと、それらについて複雑な場合分けが提案されているが、ルールベースのようにも見えるので、パワーとリターンで一貫した尺度で考えるほうが分かりやすいのではないかと、との意見があった。
- ・ 一方で、別の委員から、連結は基本的に支配下にある資産、負債およびそれらの成果を反映するものであるという考え方からすれば、参加者が多数でない組合などの場合には、総額法で自らの資産として持分比例で反映されるのであり、その観点から明確に理由付けできるのであればこのような考え方も支持できる、といった意見があった。
- ・ これに対し事務局からは、組合や信託については、それらの資産が自らの財産と同じみなせるような場合には、会社に準ずる事業体には当たらないという整理ができると考えているが、従来から議論のあるところではあり検討を進める旨、説明がなされた。

以上